

茅ヶ崎市 くらし応援 商品券

使用期間 令和8年 3月23日(月)~7月31日(金)



「茅ヶ崎市くらし応援商品券」ってなに？

この度、国の重点支援地方交付金を活用し、食料品価格をはじめとする物価高騰の影響を受ける市民の皆さまの負担軽減、消費喚起による地域経済の活性化を目的として、1人あたり6,000円の「茅ヶ崎市くらし応援商品券」を全市民の皆様に配付することといたしました。

商品券はどこで使えるの？

市内の取扱店舗で使用できます。
お店に貼ってあるキャンペーンポスターとステッカーが目印です。
また、茅ヶ崎市くらし応援商品券特設ウェブサイトで取扱店舗を検索することができます。



「共通券」と「専用券」の違いは？

青色の「共通券」は大手企業および中小企業のいずれの店舗でも使用できる商品券となっており、オレンジ色の「専用券」は中小企業店舗のみで使用できる商品券となります。



商品券で買えないものもある？

くらし応援商品券は金券ですので、法令等に基づいて購入・使用できない商品やサービスがあります。詳細は裏面をご確認ください。

【くらし応援商品券の使用対象にならないもの】

- ▼出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ▼現金との換金、金融機関への預け入れ
- ▼換金性の高いもの（貴金属、有価証券、商品券、切手、印紙等）
- ▼事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ▼不動産（土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）に係る支払い
- ▼風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払い
- ▼特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ▼取扱店舗が指定するもの
- ▼その他、市長が本事業の趣旨にそぐわないと指定するもの

ちょっと待って! くらし応援商品券をかたる
詐欺にご**注意**ください

くらし応援商品券に便乗した詐欺にご注意ください!

- 商品券は販売するのではなく「全市民を対象に発送」しますので、市民の方からお金を振り込んでいただくことはありません!
- 住民基本台帳をもとに発送しますので、市職員が電話で個人情報聞き取ることはありません!
- 市役所からお金を振り込んだり、還付する事業ではないので、銀行の口座情報を聞き取ることはありません!
- 「ATMへ行って手続きをしてください」という指示は100%詐欺です!

少しでも不安を感じたら
コールセンター
または
110番



お問合せ

茅ヶ崎市くらし応援商品券
コールセンター



0120-641-4333

商品券事業の概要や取扱店舗などの最新情報はコチラ▶

茅ヶ崎市くらし応援商品券



受付時間

9:00~17:30
(土・日・祝日を除く)
9月30日(水)まで